

産業廃棄物指導課年報

-審査係-

平成26年度事業概要

平成27年9月

産業廃棄物指導課

【目 次】

1	産業廃棄物発生量	…	1
2	産業廃棄物処理業者数・施設数	…	4
3	産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可・届出 状況	…	7
4	さいたま市産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する 条例の制定	…	15

1 産業廃棄物発生量

(1) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書集計結果

平成22年度まで、産業廃棄物許可業者、法第15条施設設置者及び特別管理産業廃棄物排出事業者に対して「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則」により、前年度1年間の処理状況の報告を義務付けていた。しかし、規則改正により、平成23年度から産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）及び特別管理産業廃棄物排出事業者からの報告は不要とした。また、法により、平成20年度から前年度1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況について報告が義務付けられた。

そのため、平成22年度以降の産業廃棄物発生量は、処理実績報告書ではなく、産業廃棄物管理票交付等状況報告書による実績値としている。

平成25年度排出量：	産業廃棄物	106万1,115 t
	特別管理産業廃棄物	2万4,233 t
	〇〇合計	108万5,348 t

※

(※ 前年度72万9,044 (t) に比べ増加傾向)

① 平成25年度市内発生産業廃棄物量

表1-1-1 産業廃棄物の種類ごとの発生量

産業廃棄物の種類	排出量 (t)		交付枚数	
燃え殻	1,239	0.117%	135	0.036%
汚泥	289,863	27.317%	43,268	11.670%
廃油	6,463	0.609%	20,457	5.518%
廃酸	1,989	0.187%	1,978	0.534%
廃アルカリ	2019	0.190%	2,063	0.556%
廃プラスチック類	102,075	9.620%	88,458	23.859%
石綿含有廃棄物	468	0.044%	242	0.065%
紙くず	3,367	0.317%	14,226	3.837%
木くず	45,672	4.304%	29,746	8.023%
繊維くず	518	0.049%	1,525	0.411%
動植物性残さ	2,535	0.239%	1,824	0.492%
動物系固形不要物	0	0.000%	0	0.000%
ゴムくず	3	0.000%	7	0.002%
金属くず	17,438	1.643%	17,057	4.601%
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	40,981	3.862%	29,961	8.081%
石綿含有廃棄物	468	0.044%	242	0.065%
鋳さい	9,414	0.887%	792	0.214%
がれき類	444,141	41.856%	78,870	21.273%
石綿含有廃棄物	38,771	3.654%	5060	1.365%
動物のふん尿	0	0.000%	0	0.000%
動物の死体	0	0.000%	0	0.000%
ばいじん	167	0.016%	29	0.008%
13号廃棄物	0	0.000%	0	0.000%
その他（混合廃棄物等）	41,029	3.867%	33,503	9.036%
石綿含有廃棄物	12,931	1.219%	1503	0.405%
合計	1,061,115	100.000%	370,756	100.000%
石綿含有廃棄物	52,202	4.920%	6857	1.849%

② 平成25年度市内発生特別管理産業廃棄物量

表1-1-2 特別管理産業廃棄物の種類ごとの発生量 (単位：t)

特別管理産業廃棄物の種類		排出量		交付枚数	
廃油		2,546	10.506%	914	3.823%
廃酸		291	1.201%	343	1.435%
廃アルカリ		552	2.278%	277	1.159%
感染性廃棄物		20,291	83.734%	21,977	91.931%
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	17	0.070%	3	0.013%
	PCB汚染物	0	0.000%	0	0.000%
	PCB処理物	0	0.000%	0	0.000%
	指定下水汚泥等	0	0.000%	0	0.000%
	銻さい	0	0.000%	0	0.000%
	廃石綿等	305	1.259%	105	0.439%
	ばいじん	0	0.000%	0	0.000%
	燃え殻	149	0.615%	46	0.192%
	廃油	33	0.135%	67	0.280%
	汚泥	24	0.099%	82	0.343%
	廃酸	7	0.029%	58	0.243%
	廃アルカリ	10	0.041%	29	0.121%
その他(混合廃棄物等)		8	0.033%	5	0.021%
合計		24,233	100.000%	23,906	100.000%

(2) 産業廃棄物発生量の推移

表1-1-3 産業廃棄物発生量の推移 (単位：t)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
産業廃棄物	857,340	585,338	863,332	721,205	1,061,115
特別管理産業廃棄物	32,784	6,907	37,324	7,839	24,233
合計	890,123 ^{※1}	592,245 ^{※2}	900,656 ^{※2}	729,044 ^{※2}	1,085,348 ^{※2}

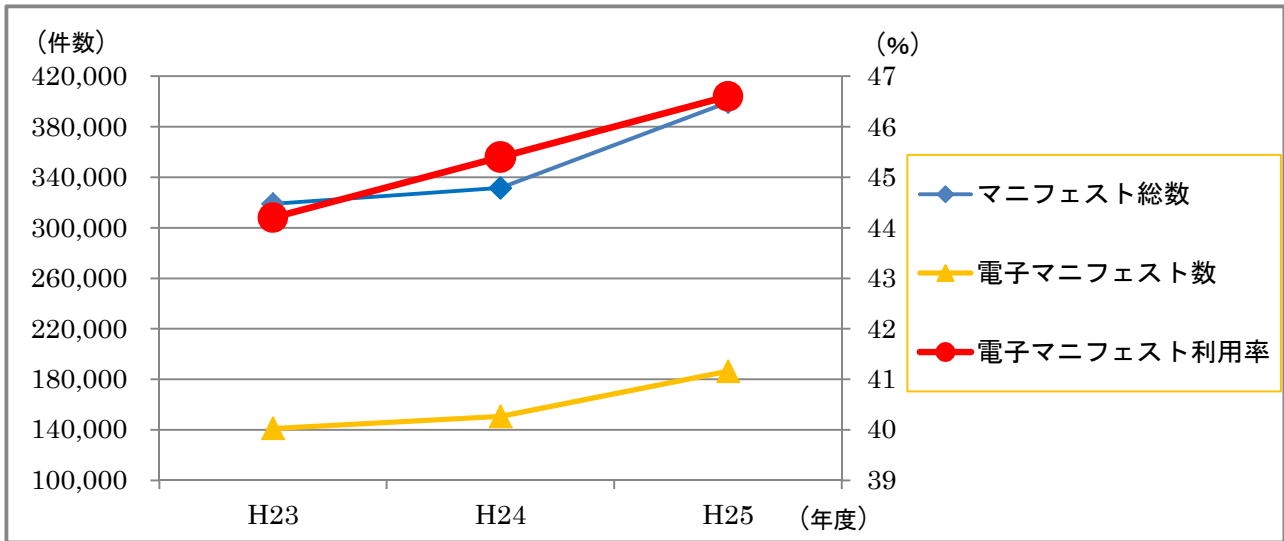
※1 処理実績報告書による推計値

※2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書による集計値

表1-1-4 さいたま市内マニフェスト交付状況 (単位：件)

年度	23		24		25	
	紙	電子	紙	電子	紙	電子
排出事業者	171,994	140,898	174,828	150,299	207,492	185,976
中間処理業者	5,800	142	6,073	292	5,571	374
小計	177,794	141,040	180,901	150,591	213,063	186,350
総計	318,834		331,492		399,413	
電子マニフェスト利用率(%)	44.2		45.4		46.6	

【参考】紙・電子manifest使用状況と電子manifest利用率の経年変化



2 産業廃棄物処理業者数・施設数

(1) 産業廃棄物処理業者数一覧（延べ件数）

平成26年度末現在の本市の産業廃棄物処理業者数は、表2-1-1のとおり。平成22年の廃掃法改正により、収集運搬業の許可権限の一部が市長から県知事に移ったため、本市の収集運搬業者の許可が失効し、平成23年度以降、業者数は大幅に減少している（【参考1】のとおり）。

表2-1-1 産業廃棄物処理業者の業ごとの許可業者数

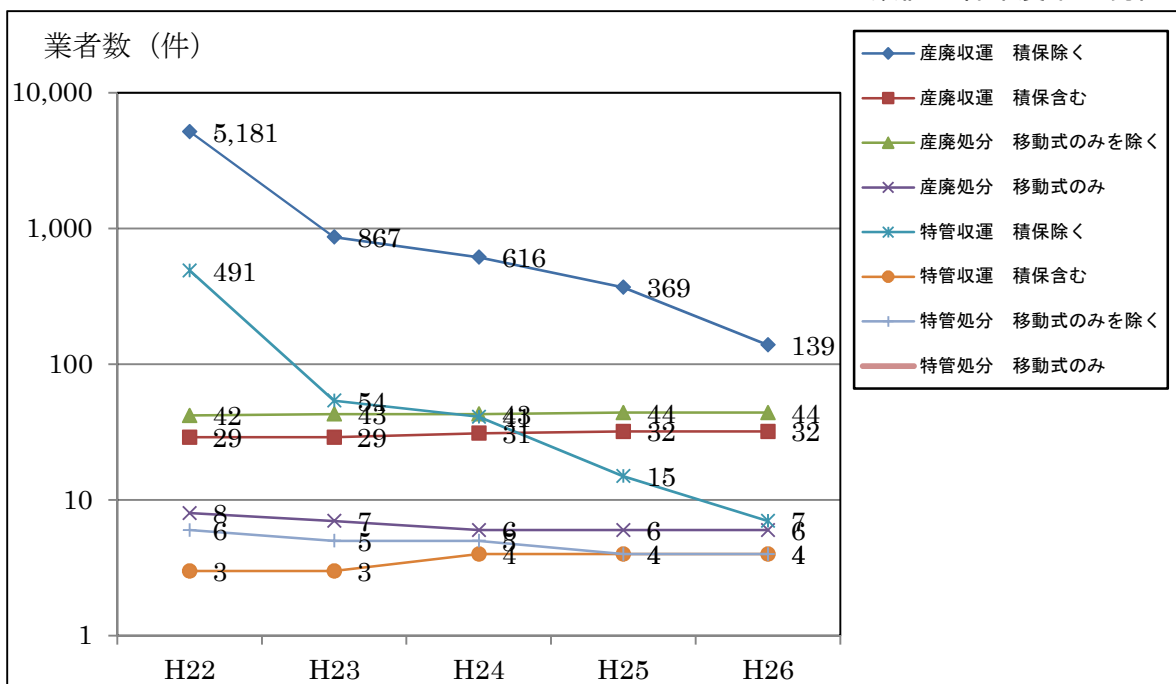
			許可業者数	新規許可業者数	許可復活業者数 (失効↓有効)	失効・廃止業者数	取消し業者数	期限切れ業者数	積替え保管	許可業者数
			H26.3.31 現在						除く ⇄ 含む	
産業 廃棄物	※ ₁ 収集運搬業	積替え保管除く	369	0	4	11	3	220	0	139
		積替え保管含む	32	1	/	1	0	0	0	32
	小計		401	1	4	12	3	220	0	171
	※ ₂ 処分業	移動式のみを除く	44	0	/	0	0	0	/	44
		移動式のみ	6	1	/	0	0	1	/	6
	小計		50	1	/	0	0	1	/	50
	合計		451	2	4	12	3	221	0	221
特別 管理 産業 廃棄物	※ ₁ 収集運搬業	積替え保管除く	15	0	0	0	0	8	0	7
		積替え保管含む	4	0	/	0	0	0	0	4
	小計		19	0	0	0	0	8	0	11
	※ ₂ 処分業	移動式のみを除く	4	0	/	0	0	0	/	4
		移動式のみ	0	0	/	0	0	0	/	0
	小計		4	0	/	0	0	0	/	4
	合計		23	0	0	0	0	8	0	15
総計		474	2	4	12	3	229	0	236	

※1 収集運搬業の業者件数については、一部の品目であっても積替え保管を行う業者は、「積替え保管含む」に計上。

※2 処分業者の業者件数については、移動式の処理施設を有し、かつ、移動式以外の処理施設も有する業者については、「移動式のみを除く」に計上。

【参考1】産業廃棄物処理業者の業ごとの許可業者数の経年変化（グラフのみ示す）

数値は各年度末日現在



注) グラフ縦軸は対数表示

【参考2】土地がらみ（収集運搬業（積替え保管含む）及び処分業）許可業者数

表2-1-2 土地がらみ業者の許可保有状況

産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		事業者数
収集運搬業 積替え保管含む	処分業	収集運搬業 積替え保管含む	処分業	
○	—	—	—	8
○	○	—	—	19
○	○	—	○	2
○	○	○	—	2
○	—	○	—	1
—	○	—	—	※26
—	○	—	○	1
—	—	○	—	1
—	—	—	○	1
合計				61

平成27年3月31日現在

※：移動式処分業を含む。

○：一品目でも許可を有する。

—：許可を有しない。

(2) 産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設数

平成26年度末現在の本市の廃棄物処理施設数は、表2-1-3のとおり。なお、平成22年度以降、施設数の増減はない（【参考】のとおり）。

表2-1-3 廃棄物処理施設一覧

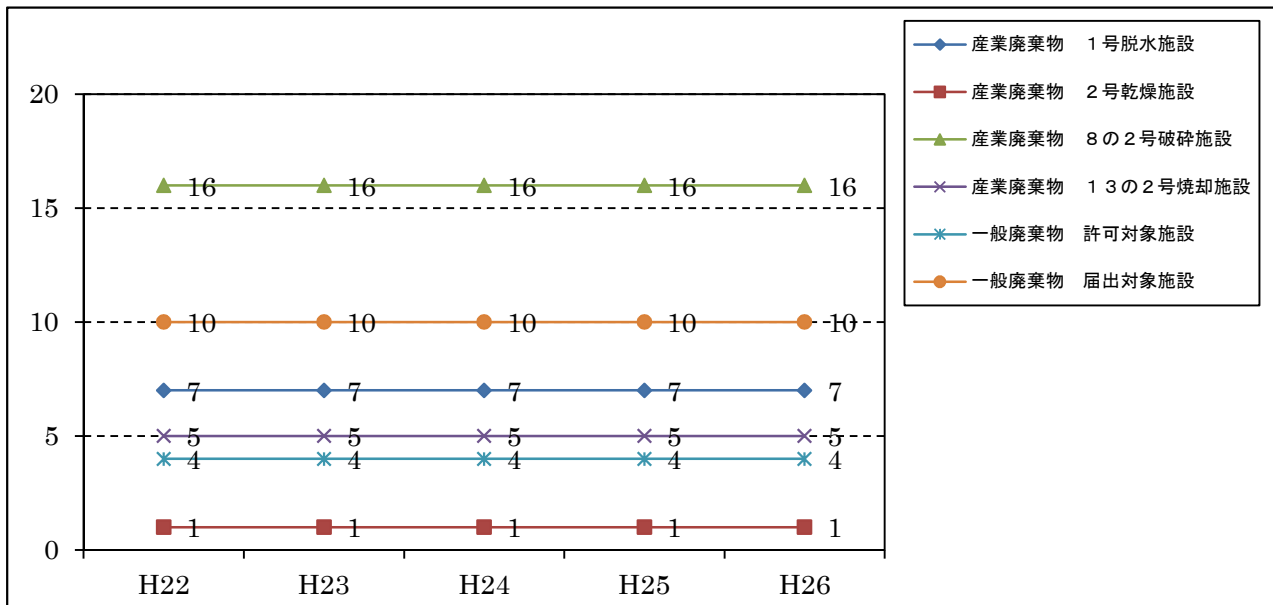
		施設数 H26.3.31 現在	新規許可 施設数	廃止 施設数	取消し 施設数	施設数 H27.3.31 現在
産業 廃棄物	1号 脱水施設	7	0	0	0	7
	2号 乾燥施設	1	0	0	0	1
	8の2号 破碎施設	16	1	1	0	16
	がれき類破碎施設	12	1	1	0	12
	13の2号 焼却施設	5	0	0	0	5
	3号 焼却施設	(1)	0	0	0	(1)
	5号 焼却施設	(1)	0	0	0	(1)
	8号 焼却施設	(1)	0	0	0	(1)
	合計	29	1	1	0	29
一般 廃棄物	許可対象施設	4	0	0	0	4
	届出対象施設	10	0	0	0	10
	合計	14	0	0	0	14

※ 8の2号のがれき類破碎施設は内数

3号、5号及び8号の焼却施設は13-2号と同一施設であるため、合計施設数に含まない。

※ 建設中の（仮称）さいたま市新クリーンセンター（H24.3.28設置届出受理）は供用開始前のため、表に含まない。

【参考】廃棄物処理施設数の経年変化（グラフのみ示す）



3 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可・届出状況

(1) 事前協議に係る計画書受付状況

収集運搬業（積替え保管含む）、処分業及び廃棄物処理施設の許可を受ける場合は、申請前に事前協議を求めている。平成26年度に事前協議手続き終了又は継続中の案件は表2-2-1のとおり。

表2-2-1 事前協議一覧

H27.3.31現在

NO.	事業計画者名	事業計画地	計画種類
	協議経過		
1	ミノワ工機(株)	移動式施設	新規／産廃／処分業（脱水）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書受理 (H26. 2. 10) ・ 関係各課照会 (H26. 3. 13) ・ 審査結果通知書交付 (H26. 8. 22) ・ 処理施設等設置協議書受理 (H26. 9. 9) ・ 処理施設等設置承認書交付 (H26. 9. 19) 終了		
2	(株)坂本建設	岩槻区大字釣上	新規／産廃／収集運搬業（積保）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書受理 (H26. 2. 28) ・ 関係各課照会 (H26. 5. 7) ・ 審査結果通知書交付 (H26. 6. 17) 継続中		
3	(株)ヤマト	岩槻区大字鹿室	新規／産廃／収集運搬業（積保）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書受理 (H26. 7. 14) ・ 関係各課照会 (H26. 8. 20) ・ 審査結果通知書交付 (H26. 10. 03) ・ 処理施設等設置協議書受理 (H26. 10. 16) ・ 処理施設等設置承認書交付 (H26. 10. 20) 終了		
4	(有)菊地商事	岩槻区大字加倉	変更／産廃／処分業（破碎） 新規／施設／木くず破碎施設
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書受理 (H26. 7. 30) 継続中		
5	(株)TKM環境	岩槻区上野3丁目	新規／産廃／処分業（破碎・造粒固化）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書受理 (H26. 12. 10) ・ 関係各課照会 (H27. 2. 17) ・ 審査結果通知書交付 (H27. 3. 25) 継続中		

(2) 産業廃棄物処理業

①許可申請

従来、市内において産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする者は、すべて市長の許可を受けなければならなかった。しかし、平成22年の法改正により、平成23年度からは原則、県知事の許可を受けていれば、積替え保管除く場合に限り市内でも収集運搬業を行うことができるように合理化が図られたため、表2-2-2に示すとおり、平成23年度から許可申請件数が大幅に減少している。

表2-2-2 年度ごとの産業廃棄物処理業許可申請件数※

許可		年度	H22	H23	H24	H25	H26
収集運搬業	除く 積替え保管	新規	185	0	0	0	0
		変更	9	0	0	0	0
		更新	40	1	0	0	0
			2	0	0	0	0
		計	569	1	5	6	4
	含む 積替え保管	新規	27	0	1	1	1
		変更	794	2	5	6	4
		更新	38	0	1	1	1
		計	0	2	1	1	1
		計	0	0	1	0	0
処分業	中間処分	新規	0	2	1	1	1
		変更	0	0	1	0	0
		更新	1	2	0	1	2
			0	0	0	0	0
		計	3	11	1	6	6
合計		新規	0	0	0	3	0
		変更	4	15	2	8	9
		更新	0	0	1	3	0
		計	1	3	0	1	1
		計	0	0	0	0	0
合計		新規	1	3	0	1	1
		変更	0	0	0	1	1
		更新	0	0	0	0	0
			7	13	8	2	15
		計	0	0	0	4	0
合計		新規	8	16	8	4	17
		変更	0	0	0	4	0
		更新	186	5	1	2	2
			9	0	1	0	0
		計	41	3	0	2	3
合計		更新	2	0	0	0	0
		計	579	25	14	14	25
			27	0	1	8	1
		計	806	33	15	18	30
			38	0	2	8	1

※ 上段は産業廃棄物処理業、下段は特別管理産業廃棄物処理業の件数

※ 平成26年度末現在、市内に最終処分業許可の履歴はない

【参考】土地がらみ処理業者の許可申請一覧

表 2-2-3 収集運搬業（積替え保管を含む）許可申請一覧

NO.	申請日	事業者名	事業地	申請種類※	許可日
1	H26. 6. 13	(株)祥和コーポレーション	緑区大字寺山	産廃 / 変更	H26. 7. 28
2	H26. 6. 27	(株)エコ計画	桜区田島8丁目	産廃 / 更新 優良	H26. 9. 1
3	H26. 10. 1	(有)堀口商店	岩槻区大字釣上新田	産廃 / 更新	H26. 11. 13
4	H26. 10. 3	大成ロテック(株)	緑区大字大崎	産廃 / 更新	H26. 12. 19
5	H26. 10. 20	(株)ヤマト	岩槻区大字鹿室	産廃 / 新規	H26. 12. 4
6	H27. 1. 28	サン商事(株)	緑区大字高畑	産廃 / 更新	H27. 3. 27
7	H27. 2. 19	(株)エスアンドエス リサイクルセンター	岩槻区大字笹久保新田	産廃 / 変更	H27. 3. 23
8	H27. 2. 20	(有)イノウエ・エース	見沼区大字片柳	産廃 / 更新	審査中
9	H27. 2. 26	(有)エコサービス	岩槻区大字笹久保新田	産廃 / 更新	審査中

※ 産廃：産業廃棄物、特管：特別管理産業廃棄物

表 2-2-4 処分業許可申請一覧

NO.	申請日	事業者名	事業地	申請種類※	許可日
1	H26. 5. 12	(株)リサイクルアシスト	桜区道場	産廃 / 更新	H26. 7. 4
2	H26. 5. 15	日栄総業(株)	移動式施設	産廃 / 更新	H26. 7. 1
3	H26. 6. 3	(有)菊地商事	岩槻区大字加倉	産廃 / 変更	H26. 7. 3
4	H26. 6. 27	(株)エコ計画	桜区田島8丁目	産廃 / 更新 優良	H26. 9. 1
5	H26. 7. 9	大宮生コン(株)	北区吉野町2丁目	産廃 / 更新	H26. 9. 24
6	H26. 10. 1	ミノワ工機(株)	移動式施設	産廃 / 新規	H26. 12. 11
7	H26. 10. 20	野口興業(株)	岩槻区南平野3丁目	産廃 / 更新	H26. 12. 13

8	H26. 11. 5	(有)ヤマモト	北区植竹町 1 丁目	産廃 / 更新	H27. 3. 19
9	H26. 11. 20	(株)岡部商店	南区曲本 1 丁目	産廃 / 更新	H27. 2. 12
10	H26. 12. 3	青木清掃(株)	移動式施設	産廃 / 更新	H27. 2. 12
11	H26. 12. 9	(株)タカチホ	緑区大字寺山	産廃 / 更新	H27. 3. 2
12	H26. 12. 10	(株)友伸工業	移動式施設	産廃 / 更新	H27. 2. 6
13	H27. 1. 27	サン商事(株)	緑区大字高畑	産廃 / 更新	H27. 2. 23
14	H27. 2. 23	(株)仲沢産業	岩槻区大字加倉	産廃 / 更新	審査中
15	H27. 2. 26	(有)再生産業	岩槻区大字笹久保新田	産廃 / 更新	審査中
16	H27. 3. 16	小川アルミ工業(株)	桜区大字町谷	産廃 / 更新	審査中
17	H27. 3. 27	(株)第一サービスソ リューションズ	岩槻区大字谷下	産廃 / 更新	審査中

※ 産廃：産業廃棄物、特管：特別管理産業廃棄物

②優良認定・確認申請

優良な産業廃棄物処理業者を市長が認定し、認定を受けた者の許可の有効期間を通常より 2 年間延長する特例を付与するほか、産業廃棄物の排出事業者が優良業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の適正な処理に資することを目的として、平成 23 年 4 に「優良産廃処理業者認定制度」が施行された。

平成 26 年度までの本制度に基づく申請及び認定状況については、表 2-2-5 のとおり。

表 2-2-5 優良産廃処理業者申請状況一覧

NO.	申請日	事業者名	事業地	申請種類	認定日
1	H23. 8. 3	(株)鈴徳	南区白幡六丁目	産廃 / 処分	H23. 9. 26
2	H26. 3. 20	(株)祥和コーポレー ション	緑区大字寺山	産廃 / 収運	H26. 3. 31
3	H26. 6. 27	(株)エコ計画	桜区田島 8 丁目	産廃 / 収運	H26. 9. 1
4	H26. 6. 27	(株)エコ計画	桜区田島 8 丁目	産廃 / 処分	H26. 9. 1

③届出状況

平成26年度に許可業者から提出された変更届、廃止届及び欠格要件該当の届出の件数については表2-2-6のとおり。

表2-2-6 H26年度産業廃棄物処理業変更等届出件数

			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	計
収集運搬業	積替え保管 除く	変更	15	1	16
		廃止	4	0	4
		欠格※	0	0	0
		計	19	1	20
	積替え保管 含む	変更	39	5	44
		廃止	1	0	1
		欠格※	0	0	0
		計	40	5	45
処分業	中間処分	変更	24	2	26
		廃止	0	0	0
		欠格※	0	0	0
		計	24	2	26
合計		変更	78	8	86
		廃止	5	0	5
		欠格※	0	0	0
		計	83	8	91

※ 欠格要件該当の届出

(3) 廃棄物処理施設

平成26年度に廃棄物処理施設設置事業者から提出された許可申請・届出の件数については表2-2-7のとおり。

表2-2-7 平成26年度廃棄物処理施設許可申請・届出件数

申請		種類	産業廃棄物	一般廃棄物	計
		許可 申請※1	設置		0
	0			0	0
借受・譲受			0	0	0
			0	0	0
合併・分割			0	0	0
			0	0	0
計			0	0	0
			0	0	0
届出	軽微 変更等 届出	軽微な変更	12	2	14
		その他変更	5	1	6
	休止		0	0	0
	廃止		1	0	1
	設置			0	0
	計			18	3

※ 許可申請の欄のうち下段は、年度内に許可された件数

(4) 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設申請に係る不許可状況

許可申請に対する審査の結果、欠格要件に該当する等、許可基準に満たない場合には不許可とする。平成26年度については、不許可とした申請はなかった。

表2-2-8 年度ごとの許可申請に対する不許可件数

許可		年度	H22	H23	H24	H25	H26
収集運搬業	積替え保管 除く	新規	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
		変更	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
		更新	1	0	0	0	0
	0		0	0	0	0	
	計	1	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
	積替え保管 含む	新規	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
変更		0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
更新		0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
処分業	新規	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
	変更	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
	更新	0	0	0	0	0	
0		0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
廃棄物処理施設	設置	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
	借受・ 譲受	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
	合併・ 分割	0	0	0	0	0	
0		0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		

※1 「収集運搬業」、「処分業」の欄にあつては、上段は産業廃棄物処理業、下段は特別管理産業廃棄物処理業の件数

※2 「廃棄物処理施設」の欄にあつては、上段は一般廃棄物処理施設（8条施設）、下段は産業廃棄物処理施設（15条施設）の件数

(5) 歳入決算

表2-2-9のとおり、平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、平成23年度からさいたま市の許可業者数は減少し、それに伴い審査手数料も減少している。

平成26年度歳入決算

産業廃棄物処理業等許可審査手数料

(1)産廃収運新規	1件×	81,000円	=	81,000円
(2)産廃収運更新	10件×	73,000円	=	730,000円
(3)産廃収運変更	2件×	71,000円	=	142,000円
(4)産廃処分新規	1件×	100,000円	=	100,000円
(5)産廃処分更新	15件×	94,000円	=	1,410,000円
(6)産廃処分変更	1件×	92,000円	=	92,000円
(7)特管収運更新	1件×	74,000円	=	74,000円

計 2,629,000円

表2-2-9 (歳入) 産業廃棄物処理業、処理施設許可審査手数料経年推移

(円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当初予算(a)	88,744,000	1,691,000	4,318,000	2,415,000	2,829,000
決算額(b)	62,934,000	2,773,000	1,426,000	2,298,000	2,629,000
補正(c)	0	0	△2,000,000	0	0
増減(b-a-c)	△25,810,000	1,082,000	△892,000	△117,000	△200,000

※ (款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 衛生手数料

4 さいたま市産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の制定

本市では、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする事業計画者と周辺住民の相互理解を促進し、紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的として「さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例」を制定した。

○さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

平成 27 年 3 月 12 日条例第 22 号

○さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 75 号

○さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 76 号

(1) 趣旨

本市においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業等の許可申請にあたり、これまで「さいたま市産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領」により事前協議を定め、あらかじめ周辺住民等の同意書の取得を求めてきた。しかしながら、この制度では、周辺住民への情報提供や住民意見を反映する機会が十分とは言えず、手続としても不透明な部分が多いため、新たな制度を条例化したものである。

(2) この条例の特徴

ア 事業計画者と周辺住民等の相互理解を促進し、よりよい事業計画とするため、事業計画書の公告・縦覧、住民意見書の提出等、環境影響評価制度に準じた手続を導入した。

イ 紛争が生じた場合における解決方法として、あっせん制度を定めた。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置後の取組として、施設設置者は、その施設の公開や周辺住民への情報提供に努めるものとした。

(3) 手続イメージ



(4) 条例制定等の手続

平成26年 9月 3日 から1か月間	パブリックコメント実施
平成26年12月26日	法規審査委員会
平成27年 1月30日	パブリックコメント意見募集結果の公表
平成27年 2月 4日	2月定例会 条例議案の上程
平成27年 3月 6日	2月定例会 条例議案の議決(全会一致)
平成27年 3月12日	条例 公布 同日記者発表
平成27年 3月31日	条例施行規則 公布 委員会規則 公布

(5) 施行日

平成27年7月1日